**時間外勤務の上限規制について（提案）**

**１　提案理由**

職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間労働を是正するため、人事院規則の改正に伴う時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等を定める。

**２　提案内容**

　(１) 対象職員

　 　・常勤職員（臨時的任用職員を含む）

 　・育児短時間勤務職員

　 　・任期付短時間勤務職員

　 　・再任用短時間勤務職員

・一般職非常勤職員

・特別職非常勤職員（学校に勤務する者を除く）

(２) 時間外勤務命令の上限時間関係

職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の①②に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。①　②に規定する部署以外の部署に勤務する職員

 ・１箇月において時間外勤務を命ずる時間について４５時間

・１年において時間外勤務を命ずる時間について３６０時間

②　通常予見することのできない業務量の大幅な増加その他のやむを得ない事情により生じる業務の比重が高く、臨時的に前号の限度時間を超えて勤務させる必要があるとして任命権者が指定する部署に勤務する職員

　 ・１箇月において時間外勤務を命ずる時間について１００時間未満

・１年において時間外勤務を命ずる時間について７２０時間

・２から６箇月の期間において時間外勤務を命ずる時間の１箇月当たりの平均時間について８０時間

・１年のうち１箇月において４５時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について６箇月

(３) 上限時間の特例関係

特例業務（天災その他非常災害、突発的な事件・事故、公務上真にやむを得ない事情による重要な業務であって特に緊急に処理することを要するもの）は(2)①②を適用しない。

**３　実施時期**

　　　平成３１年４月１日

**４　協議期限**

　　　平成３１年３月１８日